

1 未支給の補償・福祉事業

未支給の補償・福祉事業とは、各補償等の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償又は福祉事業でまだその者に支給しなかったものをいいます。

請求（申請）できる者（以下「請求権者」という。）は死亡した受給権者と生計同一関係にあった配偶者（内縁の妻又は夫を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹、これらの者がいない場合は死亡した受給権者の相続人で、この順序による最先順位者です。

なお、傷病補償年金については、請求によることなく基金が職権で支給します。遺族補償年金については、年金の転給を受ける者がある場合はその者が、年金の転給を受ける者がいない場合は死亡した受給権者の相続人が請求権者となります。

請求（申請）手続（傷病補償年金を除く。）

「未支給の補償請求書・未支給の福祉事業申請書」 322 ページ に、死亡した受給権者の死亡診断書等受給権者の死亡の事実を証明する書類、請求者が請求権者であることを証明する書類を添付して死亡職員の任命権者を經由して基金支部に提出してください。

2 他の法令による給付との調整

(1) 年金たる補償に係る調整

ア 同一の事由（障害又は死亡）によって、年金たる補償と国民年金法等他の法令の規定による年金たる給付が併給される場合は、基金による所定の年金たる補償の年額に次表に掲げる調整率を乗じて得た額に調整されます。

この場合、遺族補償年金と同一事由によって支給される他の法令による年金たる給付が二ある場合の調整率は、それぞれの調整率を合算したものから1を減じたものとなります。

イ アによる調整後の年金たる補償の額が、所定の年金たる補償の額から同一事由により支給される他の法令による年金たる給付の額（遺族補償年金の場合で他の法令による給付が二ある場合は、それぞれの給付の額の合算額）を控除した後の額を下回るときは、その控除した後の額が年金たる補償の額として支給されます。

補 償 の 種 類	併 給 さ れ る 年 金	調 整 率
傷 病 補 償 年 金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	0.89
障 害 補 償 年 金	旧国民年金法の障害年金	0.89
遺 族 補 償 年 金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

未支給の
補償等

補償の種類	併給される年金	調整率
遺族補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による遺族厚生年金及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下同じ。）	0.80
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

(2) 休業補償に係る調整

同一の事由によって休業補償と旧国民年金法による障害年金が併給される場合には、所定の休業補償の額に0.89を乗じて得た額に調整されます。ただし、調整後の額が調整前の休業補償の額から同一事由により支給される旧国民年金法の規定による障害年金の年額を365で除して得た額を控除した後の額を下回る場合は、その控除した後の額が休業補償の額として支給されます。

3 補償等の制限

(1) 補償が制限される場合

ア 公務上若しくは通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となった事故が被災職員の故意の犯罪行為又は重大な過失によるものである場合

イ 正当な事由がなくて療養に関する指示に従わないことにより公務上若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合

(2) 補償制限の内容

制限される補償の種類及び減額される額は、次表のとおりです。

	補償の種類	減額される額
(1)のアの場合	休業補償	療養を開始した日から3年以内の期間に限り、補償の額の100分の30に相当する金額
	予後補償	
	傷病補償年金 障害補償	
(1)のイの場合	休業補償 予後補償	原因となる行為1回につき10日間分の額
	傷病補償年金	原因となる行為1回につき年金額の365分の10に相当する金額

(3) 福祉事業の支給の制限

(1)のアの事由により、傷病補償年金又は障害補償が減額して支給される場合には、これらに附随して支給される福祉事業の特別支給金及び特別給付金の額についても、その100分の30に相当する額が減額されます。

4 年金等の支給方法

傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金及び年金たる遺族特別給付金（以下「年金等」という。）の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月に終わります。

年金等の支払は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月分までの支給額を受給権者の預金口座に振込の方法等により行います。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金等は、支払期月でない月であっても支払われます。

5 時効と補償事由発生日

補償を受ける権利は、補償を受ける権利が発生した日（以下「補償事由発生日」という。）の翌月から起算して、次表に定める期間行われなときは、時効によって消滅します。

補 償 の 種 類	補 償 事 由 発 生 日	時効 期間
療 養 補 償	療養の費用の支払義務が確定した日	2 年
休 業 補 償	療養のため勤務することができず給与を受けない日	
介 護 補 償	介護を受けた日の属する月の末日	
障 害 補 償	負傷又は疾病が治った日	5 年
障害補償差額一時金	職員が死亡した日	
遺 族 補 償	〃	
葬 祭 補 償	〃	2 年
未 支 給 の 補 償	本来の補償と同じ日	

なお、時効期間の経過前に、補償を受ける原因となった災害について基金に認定請求をした場合は、基金が当該災害について公務上又は通勤による災害として認定したことを請求者が知った日の翌日から起算することとされています。

また、傷病補償年金については、請求に基づかず基金が職権でその支給決定を行うため、時効の問題は生じません。

補償を受ける権利とは、補償請求の事由となる災害が発生した場合に、補償の受給権者の要件に該当する者が基金に対して行う補償の支給決定の請求権です。